

- アクセス・無害化措置の運用に関する指針は、アクセス・無害化措置が国家安全保障の観点から整合ある形で行われるよう、国家安全保障会議の関与の在り方を始めとする運用の指針を定めるもの。

具体的には、**1・2**の場合に国家安全保障会議で対処方針を審議

1

- 国外のコンピュータを対象とする場合
- 国内のコンピュータを対象とし、かつ、国家安全保障に関わると判断する場合



警察・自衛隊による共同対処
又は
警察単独で実施(※)

2

自衛隊又は日本に所在する米軍が使用するコンピュータを警護する場合



自衛隊単独で実施

3

国内のコンピュータを対象とし、かつ、国家安全保障に関わらないと判断する場合



警察単独で実施

(※) 国家安全保障会議で自衛隊が対処を行う必要がないと判断される場合
又は自衛隊法上の共同対処の要件を満たさない場合

■ 本手続について、国家サイバー統括室が国家安全保障局と連携しつつ総合調整(警察・自衛隊の役割分担等)

国家安全保障会議(4大臣会合※)
要請を受けた警護の実施判断に関する審議
※サイバー安全保障担当大臣・国家公安委員会委員長も参加

米軍からの
警護の要請

重大なサイバー攻撃の発生・予兆の認知(平素よりサイバー攻撃や脅威の情勢等の情報を集約・分析)

1 国外への対処の場合・国内への対処であって国家安全保障に関わる場合

2 自衛隊又は在日米軍が使用するコンピュータを警護する場合

3 国内への対処であって国家安全保障に関わらない場合

国家安全保障会議(4大臣会合※) 対処方針を審議
※ サイバー安全保障担当大臣・国家公安委員会委員長も参加

警察・自衛隊による共同対処を実施することとされた場合

国家公安委員会からの要請又は同意
国家安全保障会議(9大臣会合※)・閣議
※サイバー安全保障担当大臣も参加

内閣総理大臣による通信防護措置命令

警察単独で対処することとされた場合

自衛隊単独で実施

警察単独で実施

外務大臣との協議 (国外のコンピュータを対象とする場合等)

実施した措置(1, 2)については適時に国家安全保障会議に報告

サイバー通信情報監理委員会への申請と承認 (いとまがない場合は事後通知)

アクセス・無害化措置(※1)

措置の対象としたコンピュータの管理者への通知(※2)

対処終了

(※1) 措置の過程で、新たに攻撃に使用されているサーバ等を認めた場合には、必要な手続きを経た上で、当該サーバ等にもアクセス・無害化措置を実施
(※2) 管理者に措置をとることを命じた場合や、当該措置の対象としたコンピュータに関係する危害の防止に支障がある場合及び当該管理者の所在が不明である場合は除く。